

みやぎ県南中核病院企業団告示第19号

みやぎ県南中核病院企業団の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び透明性を確保するため、みやぎ県南中核病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第2号）第3条の規定に基づき、みやぎ県南中核病院企業団の平成26年度における人事行政の運営の状況の報告について次のとおり公表する。

平成27年12月28日

みやぎ県南中核病院企業団企業長職務代理者
みやぎ県南中核病院 病院長 内藤 広郎

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

① 退職者数（平成26年度）

区 分	退 職 者 数
一般行政職	1人
医 師	11人
医療技術職	5人
看 護 職	24人
技能単労職	0人
合 計	41人

② 採用者数（平成26年度）

区 分	採 用 者 数
一般行政職	4人
医 師	9人
医療技術職	6人
看 護 職	27人
技能単労職	0人
合 計	46人

(2) 職員数

条例定数及び職員数（平成27年4月1日現在）

区 分	定 数	職 員 数
みやぎ県南中核病院	—	448人
附属村田診療所	—	4人
附属訪問看護ステーション	—	4人
合 計	475人	456人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

病院事業会計（附属村田診療所事業及び訪問看護ステーション事業を含む）

区 分	歳入総額 A (総収益)	歳出総額 B (総費用)	純 損 失 A-B	人 件 費 C	人 件 費 率 C/B
平成26年度	千円 7,973,079	千円 8,987,635	千円 △1,014,556	千円 3,682,778	% 41.0

(注) 1. 上記の金額は、消費税抜きの金額です。

2. 人件費とは、一般職に支給される給与、共済負担金、退職手当負担金、災害補償等をいいます。

(2) 職員給与費の状況

病院事業会計の予算（附属村田診療所事業及び附属訪問看護ステーション事業を含む）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人あたり 給 与 費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 442	千円 1,576,298	千円 481,876	千円 762,364	千円 2,820,538	千円 6,381

(注) 1. 職員手当には、退職手当・児童手当を含みません。

2. 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		みやぎ県南中核病院企業団
一般行政職	平均給料月額	293,537円
	平均給与月額	342,145円
	平均年齢	41歳1月
医 師	平均給料月額	477,888円
	平均給与月額	1,292,755円
	平均年齢	46歳10月
医療技術職	平均給料月額	263,749円
	平均給与月額	326,143円
	平均年齢	36歳4月
看 護 職	平均給料月額	268,646円
	平均給与月額	330,337円
	平均年齢	36歳8月
技能単労職	平均給料月額	322,200円
	平均給与月額	331,200円
	平均年齢	59歳3月

(注) 平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等を含んだものです。

(4) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		みやぎ県南中核病院企業団	国
		法定初任給	法定初任給
一般行政職	高校卒	142,100円	142,100円
	大学卒	174,200円	174,200円
医 師	大学卒	240,100円	240,100円
医療技術職	高校卒	142,400円	142,400円
	短大2卒	158,100円	158,100円
	短大3卒	169,100円	169,100円
	大学卒	180,300円	180,300円
看 護 職	短大2卒	182,900円	182,900円
	短大3卒	191,300円	191,300円
	大学卒	203,400円	203,400円
技能単労職	高校卒	139,500円	139,500円

(5) 期末手当・勤勉手当の状況

みやぎ県南中核病院企業団			国		
(平成26年度支給割合)			(平成26年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.75月分	6月期	1.225月分	0.75月分
12月期	1.375月分	0.75月分	12月期	1.375月分	0.75月分
計	2.60月分	1.5月分	計	2.60月分	1.5月分
(加算措置の状況)			(加算措置)		
職務上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

(6) 退職手当の状況（平成27年4月1日現在）

みやぎ県南中核病院企業団			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の 加算措置	定年早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の 加算措置	定年早期退職特例措置 (3%~45%加算)	
1人当たりの 平均支給額	1,393千円	9,951千円	1人当たりの 平均支給額	—千円	—千円

(注) (1) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全種類に係る職員に支給された平均額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

1日当たり7時間45分

(休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分)

(2) その他の勤務条件

① 休日

日曜日及び土曜日は、一般的には勤務を要しない日である。また、次に掲げる日には、特に勤務を命ぜられない限り勤務する必要はない。

(ア) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

② 休暇

区 分	取 得 状 況
年次有給休暇	平成26年の1人当たり平均取得日数 7.67日
病 気 休 暇	31人
特 別 休 暇	結婚（7日以内）、出産（前後各8週間）、育児時間（1日1時間）、親族等の葬祭（1~10日）、夏季休暇（5日以内）他
介 護 休 暇	0人
育児休業及び部分休業	21人

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分（平成26年度） 休職1件、降任1件

(2) 懲戒処分（平成26年度） 停職1件

5 職員のサービスの状況

(1) サービス制度の概要等

地方公務員法（昭和25年法律261号。以下「法」という。）第30条では、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされており、下記の義務や制限が定められている。

サービスの具体的内容	法の規定
サービスの宣誓	法第31条
法令及び上司の命令に従う義務	法第32条
信用失墜行為の禁止	法第33条
秘密を守る義務	法第34条
職務に専念する義務	法第35条

政治的行為の制限	法第36条
争議行為等の禁止	法第37条
営利企業等の従事制限	法第38条

ただし、研修を受ける場合や定期健康診断を受診する場合のほか、管理者が定める場合に職務に専念する義務が免除されることがある。

(2) 綱紀の保持

職員は地域住民全体の奉仕者であって、その職務は地域住民から負託された公務であることから、公務員としての綱紀の保持については、常日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っている。

6 職員の研修及び勤務成績の評定状況

(1) 職員の研修（平成26年度）

区分	実施月	研修名	受講者数
階層別研修等	5月	労務管理研修	1人
みやぎ県南中核病院職員研修（教育研修委員会主催）	4月	新規採用者研修会	30人
		医療ガス講習会	30人
		診療報酬改定研修会	56人
		輸血に関する研修（血液センター）	33人
		待ち時間調査報告等研修（サービス委員会）	32人
		研修医報告会	50人
		E B M抄読会（診療方法検討）	30人
	5月	血液培養についての研修会	32人
		E B M抄読会	20人
	6月	医療安全研修会（薬剤関係）※2回開催	96人
		がんサーボード	17人
		接遇研修会	33人
		N S T勉強会	57人
		E B M抄読会	20人
	7月	C P C（症例検討会）	20人
		院内感染対策研修※2回開催	168人
		メンタルヘルスケア講習会※2回開催	29人
		人事評価について	9人
		がんサーボード	17人
		N S T勉強会	45人
	8月	研修医報告会	50人
		C P C	20人
	9月	がんサーボード	22人
		C P C	20人
		がんサーボード	17人
		N S T勉強会	31人
	10月	E B M抄読会	20人
		N S T勉強会	38人
研修医報告会		50人	
E B M抄読会		20人	
医療安全講演会「採血時の神経損傷」		89人	
11月	臨床宗教師講演	47人	
	C P C	20人	
		E B M抄読会	20人

		N S T勉強会	41人
	12月	医療安全報告会※2回開催	153人
		C P C	20人
		N S T勉強会	26人
		がんセンターボード	19人
		E B M抄読会	20人
	1月	N S T勉強会	30人
		研修医報告会	50人
		E B M抄読会	20人
		感染対策研修会「肺結核について」※2回開催	190人
	2月	「緩和ケアセンターとがんの疼痛治療の最前線」	40人
		C P C	20人
		がんセンターボード	25人
		「個人情報保護について」※2回開催	101人
		脳塞栓血栓予防について	63人
		E B M抄読会	20人
	3月	薬剤関連教育研修会※2回開催	189人
		C P C	20人
		個人情報の取り扱いと医療情報の保護※3回開催	46人
		がんセンターボード	21人
		N S T勉強会	65人
		E B M抄読会	20人
		医薬品安全管理研修会※4回開催	20人
		医療安全講演会	23人

(2) 職員の勤務成績の評定

管理者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評価の結果に応じた措置を講じなければならないとされている。

管理者においては、職員の個々の適正、能力、経験などを把握し、それに基づいた適材適所の人事配置や昇任を行うことにより、職員の意欲を引き出し、資質向上を図っている。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉

① 職員健診

区 分	受検者数
定期職員健康診断	529人
人間ドック	35人
脳ドック健診	26人

② 共済制度

共済制度とは、職員の掛金と使用者である地方公共団体の負担金を財源として、職員の生活の安定と福祉の向上を図るもので、宮城県市町村職員共済組合において各種給付事業や福祉事業を行っている。

③ 公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うものである。

(2) 職員の利益保護

① 措置要求制度

法第46条により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、任命権者より適当な措置が執られるべきことを要求することができる。とされている。

② 不利益処分に関する不服申立て

法第49条の2により職員は、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益な処分を受けたとき、公平委員会に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）により不服申立てをすることができる」とされている。